

静岡県知事公室秘書室気付

静岡県知事

川勝 平太様

平成21年8月7日

SK

三筋山風力発電施設建設にかかわる保安林解除を認めないことを求める陳情
- 伊豆地方における風力発電施設建設と景観保全に関するお願い -

謹啓

静岡県における「日本の理想の実現」を求めて「教育、食と農、行政」の3つの改革にもとづく諸政策を掲げて激しい選挙を戦い抜き、県知事にご就任された今は、公約にもとづく政策の具体化と実現のために日夜、多方面にわたるご活動とご努力に奮励されているものをご推察いたしております。厳しい経済・雇用状況のさなかにあつて、県民本位の施策への期待は大きく、貴職が約束している改革にもとづく政策実現により、経済と雇用、医療、教育、福祉のみならず、地域の再生と発展にむけて大きく歩みだし、全県民が実感できる「日本の理想」が実現されることに夢を抱かされるものです。

ところでさて、前県政のもとで、自然エネルギーの導入と利用拡大など二酸化炭素削減、地球温暖化防止にむけての政策が進められてきました。風力発電に関しては「風トピア」の名による風力発電施設建設誘致の政策により、伊豆半島から遠州灘一帯にかけて発電施設建設が急ピッチで進められ、計画が実現すれば風力による発電量は日本一になると目算されていきました。

もとより、風力を初めとする自然エネルギーの利用拡大は、地球温暖化防止対策として世界の奔流となつて、各国において大規模、急速に取り組みられています。これは地球環境保全にかかわる問題であり、石化燃料への依存から脱して低酸素社会を実現するには不可欠なものであります。さらにまた、石化燃料による二酸化炭素排出が温暖化の原因のひとつとされること以上に、数日前に世界の主要油田における石油の産出がピークを迎えたと報道されているように、近い将来において枯渇をまぬがれない石油、石炭などの石化燃料の今後を考え合わせるなら、自然エネルギー利用促進の必要性はますます高まっていくものでもあると考えます。人の社会的活動と生活を支えるエネルギーが石化燃料から自然エネルギーへと転換されることの必要性は、地球環境負荷の低減および生物多様性の保全から求められると同時に、産業社会の歴史的発展と変遷過程のなかでの要請であるとも考えます。

自然エネルギー利用に関して、こうしたことを十分に認識した上でなお、風力発電につ

いては、貴職が推進しようとしている政策上の障害にもなりかねない問題があります。それらは、風力発電施設が発生させる超低周波・低周波騒音による施設周辺住民の健康障害の問題であり、生態系への影響の問題であり、また特に伊豆地方においては、環境破壊による自然景観毀損の問題であります。

貴職は、県議会での所信表明において、日本は「豊かな環境資源を持つ生態系の宝庫」とのご認識のもとで、「地域経済を活性化するために、生活環境を良くし、自然環境を生かした技術革新が必要です。」「住んでよし、働いてよし、訪れてよし、を実現するために、……観光などの関連産業を支援するとともに……」と述べられております。これらに関連してまた、「生活を脅かす土壌、水質汚染などのほか、クリーン・エネルギーと言われる風力発電についても景観などに配慮し、環境問題に取り組んでまいります。」との力強いお言葉を表明してくださいました。

しかしじつは、前記したように風力発電は、貴職が表明されたことにまったく反するものであって、景観などを破壊し、生態系を毀損させ、地域経済に悪影響を及ぼし、生活環境を悪化させる一面をもつものであります。

貴職には、すでにこれらの問題について十分にご認識されていることとご推察いたしておりますが、人の健康や生態系への影響にかかわる問題については今後、あらためて詳細にわたりご理解を求める訴えをさせていただく予定でありますので、本陳情においては、東京電力(株)と(株)ユーラス・エナジー・ジャパンにより東伊豆町と河津町にまたがる三筋山山稜に計画されている風力発電施設建設に関連させて、以下、自然景観等にかかわるいくつかの問題点を指摘し、同計画地域における保安林指定解除を認めないことを求めて、貴職のご理解とご指導をお願いするしだいです。

記

- 1、伊豆地方は、狭い半島に馬蹄形に広がる天城山系を中心にもつ山と海からなる険しい地形の山岳地帯であって、豊かな自然に恵まれているのに反して、平地が少なく、工場などの誘致に不向きなため、各市町の産業は、観光を中心とする三次産業と漁業、農業などの一次産業に依存している。海と山の風景が融合して美しい景色をなす景観と自然の利を活かした海産物加工生産などによる観光関連産業が主となって人々の生活を支えている。しかし最近、こうした風光の地の山岳部に大規模風車群が建設され、景観は大きく損なわれて観光産業に影響が及ぼされることが心配される事態に至っている。

県内随一といわれる美しい草原を有する三筋山は、たおやかに広がる草原風景と間近

に伊豆七島を一望する雄大な海の景観とが融合して絶景をなしているが、この山稜に21基におよぶ風車建設が計画されており、海岸部から眺めても間近に見える天城山の山なみ景観が損なわれ、稲取など東伊豆町の観光への影響が心配されている。南伊豆町においても同様であり、日本でも有数の海岸美を誇る石廊崎は、背後に17基の巨大風車を背負うことになる。また、駿河湾をはさんで富士山や南アルプスを遠望する西伊豆天城山稜でも、達磨山周辺の尾根に13基の風車建設が計画されている。これらは伊豆を代表する景観の地の風景を破壊するものでしかない。当然、集客などの低下を招き、観光産業への影響が懸念される。

風力発電施設建設は、松崎町、下田市、伊豆の国市、函南町などでも計画されるとされる。伊豆はまさに風車半島と化し、景観破壊により産業の中心である観光に回復不可能な打撃を与えかねない。

- 2、伊豆半島地域は、その地形の厳しさとともに、保水力の低い火山性の地質の特質から、降雨による地盤の緩みは、がけ崩れや道路保護法面の崩壊、河川上流部の山腹崩落がしばしば発生する。山岳部における風車建設では、部材搬入路や風車サイト建設のために広範囲にわたり、大規模な森林伐採や山稜の開削行為により尾根や山腹の土地が改変され、開発区域全体で土地の形質変更がなされる。もともと保水能力が劣った地質のところ、風車建設による森林伐採と山腹や尾根筋の土地が改変されれば、降雨時の保水能力をいっそう低下させて、治山治水上、がけ崩れや河川からの土砂流出などの災害を引き起こされる可能性が高まる。
- 3、伊豆の河川は標高1000m以上の天城山系が源流域であり、河口までの流域が短く急峻である。台風などの大雨の時には、河川から流れ出る土砂は一気に海へと排出され、河口海域一帯に堆積し、イセエビ、アワビ、サザエなどの沿岸漁業に甚大な被害を与えかねない。すでに風力発電施設工事が行われている東伊豆町の白田川河口周辺、南伊豆町の大瀬漁港周辺などの海域では、土砂の堆積による漁業被害が出ている、と聞いている。磯やけの心配もある。
- 4、天城山系では、鹿、イノシシ、サルなどが増繁殖し、居住区に接近して畑を荒らし、作物などの食害による被害をこうむっている。山岳部に風車が建設されることで、これらの獣類は、森林伐採により餌の調達場が狭められ、また、超低周波・低周波騒音によって音響環境が一変することから、それぞれの住処が奪われ、山を下りてさらに居住区に近づき、田畑を荒らし、農業被害を増大させる心配がある。

伊豆半島の山岳部での風力発電施設建設にかかわる問題は、人の健康被害、生態系への影響のほかにも、上記のような看過しえない問題があります。したがって建設立地選定にあたっては、こうした問題に配慮した用地の確保のもとで建設されるべきと考えます。

貴職におかれましても、静岡県内における風車建設に関しては、県政の政策執行の観点から、森林法の適用の範囲内であるかと存じますが、現地を調査した上で申請事項の十分

な精査と慎重な審議のもとで、保安林解除申請許可については、地域住民の安心、安全および地域産業の保護育成と発展に配慮して、賢明なご判断を下されることをお願いするし
だいです。

なお、三筋山風力発電建設に関しては、東京電力（株）等から近々保安林解除の申請が
出される予定です。すでに県当局からは森林開発許可は下りているとのことであり、事業
者がクリアすべき法的条件は保安林の解除のみとなっています。この件について、本陳
情書送付と同時に、県の担当部局である森林計画室、および森林保全室と関連審議会あて
に「保安林解除を認めないことを求める要望書」を提出させていただきます。

本陳情書に同要望書を資料として添付いたしますので、県政の最高責任者であられる貴
職におかれましては、本陳情書および添付要望書の内容を踏まえて、保安林解除について
精査した上でご判断くださり、「解除を認めない」方向で担当部局等をご指導いただきたく
お願い申し上げます。

謹白